

悪臭の規制基準

(平成17年11月 岡崎市告示第357号)

規制地域の区分 1	第1種地域 赤の地域	第2種地域 黄の地域	第3種地域 緑の地域
工場 事業場の敷地境界	12	15	18
気 体 排 出 口	悪臭防止法施行規則第6条の2に定める方法により算出 2		
排 出 水	28	31	34

1 規制地域の区分を示す図面は、岡崎市環境部環境保全課でご覧になれます。

2 敷地境界外の着地地点において1号基準以下になるために、気体排出口において満たさなければならない値。